

第 11 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 5 年 1 月 6 日 (金) 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (13 人)
1 番 小谷健児、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵、5 番 濱口佳史
6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子
10 番 垣谷征志、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘
13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市
【推進委員】 (6 人)
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、5 番 小橋誠一
6 番 尾崎澄夫、7 番 西村節男

(事務局：書記 渡辺健心、藤本英)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (1 人) 2 番 野坂賢思
【推進委員】 (1 人) 4 番 宮川建作、
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (3 件)
議案第 2 号 農業法第 4 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)
議案第 3 号 農業法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)
議案第 4 号 非農地証明願について (4 件)
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 それでは皆さん揃いましたようですので、これより1月の定例会に入っていきたいと思
います。穏やかな年明けで、今年はまた初日の出がきれいになかなか雲もなくきれいに見
えた年でした。このまま穏やかな年でありたいと思っております。また皆さん健康に十分
に気をつけて、昨年同様また農業委員会の活動に何卒ご協力をよろしくお願いを申し上げ
たいと思います。本年もまたどうぞよろしくお願い致します。

 それでは早速始めたいと思います。今日の欠席者2名おりまして、皆さんですね、ちょ
っと熱があるということがございますので、〇〇君と〇〇君が欠席ということございま
して、会の方は成立をしております。また議事録の署名人は〇〇君と、それから〇〇君に
お願いしたいと思います。

 それでは早速始めたいと思います。よろしくお願い致します。

 議案第1号ですが、〇〇さんが本人でございますので、退席をお願いします。

(〇〇委員退室。)

 それでは議案第1号農地法第3条許可申請の3件出ておりますが、1件目より事務局の
方から説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページ目、議案第1号の方お願い致します。議案第1号、農地法第3
条の規定による許可申請3件出ております。

 まず1番、譲渡人、〇〇〇〇さんです。譲受人、〇〇〇〇一さんです。申請地としまし
て黒潮町入野字七貫、田、841平米です。理由としましては贈与となっております。

 3ページからをお願いします。まず位置図の航空写真となっておりますが、場所としま
して、この役場本庁の少し西側にある田んぼとなります。国道沿いになっておりますの
で、ほんと役場降りていただいてすぐの場所となります。

 続きまして4ページ目、同じくゼンリンの地図となっております。芝の方から新しい国
道へ渡ってくるその道沿いということになります。

 続きまして5ページ目が拡大の航空写真です。ここの申請地の隣、左側にこの三角のよ
うな場所があるんですけども、ここは今サトウキビを作っているような場所になっている
ようです。

 続きまして6ページ目が構図となっております。

 続きまして7ページ目が現況写真となっております。これが国道から撮った写真なん
ですが、きれいに水稲が栽培されている場所となっております。

 続きまして8ページ目が第3条調査書となっておりますので、読み上げさせていただきます。

 譲受人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。第2項第1号の全部効率利用の面につきま
しては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、作業に従事する状況等からみて、耕作
の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者と
しましてご本人と奥様となっております。所有機械としまして軽トラ1台、トラクター1

台、コンバイン1台、管理機1台となっております。

第2号およびその下の第3号につきましては適用ありません。

第4号農作業の従事の面につきまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間300日の従事日数となっております。

第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30アールを超えております。今回の取得分を含めて6501平米となっております。

その下、第6号につきましては該当ありません。

第7号地域調和につきましては、所有権移転後は引き続き水稻を耕作するため、周辺農地への影響はないものと考えられます。

こちらの場所なのですが、実は現在ちょっと貸借をされていて、耕作されている方が別にいるようです。引き続き水稻を耕作するようでした、その貸借終了後ですね、同じように〇〇さんが水稻をされる予定ということになっているようです。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明があれば。

〇〇委員 譲渡人の方ですね、〇〇さんのお父さんとこの譲渡人〇〇さんのご主人さん、亡くなれられとるんですけど、兄弟ということで、でもう管理がようしないということで、〇〇さんの方へもう譲渡するということらしいです。それで贈与ですので、ただなんですけど、さらに管理料までもらったという本人は言われていたんですけど、特に問題はないと思うんですけど。この田んぼの一部がですね、農作業小屋、これ写つとると思うんですけど、作業小屋が一部あるということです。

以上です。

議長 〇〇さんの叔母さんいう。

〇〇委員 叔母さんになる。

議長 分かりました。この件につきまして何か質疑質問等ある方举手願います。

〇〇委員 この角はあるやいか？ちょっとした道路に面したとこちょっと空き地いうかね、こりゃあ別の人？

議長 別の人、〇〇君がサトウキビの殻なんかをここへ置いたりしてる。

〇〇委員 貸してないってことでしょ？

議長　　これは別。

〇〇委員　なんかここももろうたら世話がないがに。
（発言者不明）
そうですね。

〇〇委員　道はないがやろ？

議長　　道これずうっとね、軽トラが入れるように、ずうっと。ずうっと行きます、奥の端まで。

事務局　　5ページの航空写真見てもらったら分かるのですが。

議長　　ずうっと道が、軽トラで行くね、作業道をずうっとついとる。

事務局　　小屋の下を、はい。

議長　　いいですかね、〇〇さん。

〇〇委員　はい。

議長　　他に何かありませんかね。ないですかね。
ないようでしたら承認を受けたいと思います。
3条許可申請この1番につきまして、承認をされます方挙手願います。
挙手全員です。3条許可申請の1番につきましては承認をされました。
（〇〇委員入室。）
それでは3条許可申請の2番と3番同じ申請者でありますので一括して行いたいと思いますので、3条許可申請の2番3番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局　　また1ページをお願いします。3条申請の番号2番3番です。譲渡人、〇〇〇〇さんです。譲受人が〇〇〇〇さんと、同じく〇〇〇〇さんです。この〇〇さんと〇〇さんはご兄弟ということのようです。譲渡人さんもお親戚になるということのようです。申請地としまして黒潮町加持字亀ノ川、畑、268平米、同じく加持字亀ノ川、畑、149平米。これらですねちょっと隣接した場所となっております。理由としましては所有権の移転売買となっております。

9 ページからをお願いします。航空写真ですけども、場所としまして〇〇〇〇の所から小川の方へまっすぐ入って行ったところにある、この譲受人の〇〇さんなんですが、その方のご自宅の裏手に該当します。

10 ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして 11 ページが拡大の航空写真です。申請地です。ね下に見えているのが〇〇さんのご自宅です。自宅側にある土地が〇〇さん、その上側にある農地をご兄弟の〇〇さんが譲り受けるということのようで、ここの〇〇さんが譲り受ける上の方にあります山とですね、ここ一帯的に〇〇さんの土地になっているようなので、この山を組み込んでですね、ここを少し耕作していくというような予定のようです。

つづきまして 12 ページと 13 ページが構図となっております。これ同じものです。

続きまして 14 ページが現況写真となっております。右手に見えてるのが譲受人の〇〇さんのご自宅です。この申請地を挟んで左手にあるこの山林のような所になっていますが、ここは〇〇さんの所有地になっているようです。

15 ページ 16 ページが第 3 条調査書となっておりますので、読み上げさせていただきます。

譲受人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。まず第 2 項第 1 号につきましては、経営農地は全て耕作されており、作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者としてご本人と奥様となっております。所有機械として軽トラ 1 台、耕運機 1 台、トラクター 1 台、防除機 1 台となっております。

その下第 2 号、第 3 号については該当ありません。

第 4 号農作業従事につきましては、作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間 200 日の作業従事日数となっております。

第 5 号下限面積につきましては、黒潮町の下限面積 30 アールを超えております。今回の取得分を含めて 4656 平米となっております。

第 6 号につきましては該当ありません。

第 7 号地域調和につきましては、申請地は休耕となっているが、取得後は現状を回復して農地として利用することであり、周辺農地への影響はないと考えられます。

続きまして 16 ページです。譲受人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。第 1 号全部効率利用につきましては、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者としてご本人と奥様、子の妻、お孫さんとなっております。所有機械として軽トラ 1 台、耕運機 1 台、消毒噴霧器 2 台となっております。

下の第 2 号と第 3 号は適用ありません。

第 4 号作業の従事につきましては、必要ある日数について従事するものと見込まれます。年間 300 日の作業従事日数となっております。

第 5 号下限面積につきましては、黒潮町の下限面積 30 アールを超えております。取得分

を含めて 18,923 平米となっております。

第 6 号につきましては該当ありません。

第 7 号につきましては、申請地は休耕となっているが、取得後は現状を回復して農地として利用することであり、周辺への影響はないものと考えられます。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方から説明がありました。担当委員さんの方で補足説明。

〇〇委員 11月3日にこの2件の名義に行って来まして、何植えるんですかって聞きましたら、大根なんかを植えるということで話をされて。別に休耕でも大根とかは作ってましたんで、現に。問題ないんじゃないかと思えますんで許可をお願いします。

議長 〇〇さんの方から今、大根作るということでございました。この件につきまして、何か質疑質問ある方挙手願います。

(挙手あり。)

〇〇さんどうぞ。

〇〇委員 資料の11ページのね、航空写真じゃけんど、この写真の左側の一番下じゃけんどこの穴がぼんぼんぼんぼん空いて、これは何か栽培するじゃろうかここは、きれいに揃うて穴が空いちよるけんど。

(発言者不明)

ここはもう文旦が植えられていて、栽培してるところです。

〇〇委員 ああ文旦を植えちょうわけ？

(発言者不明)

はい。もう木が太くなって。昔の写真みたいで。

事務局 これちょっと航空写真が平成22年のものになっててごめんなさい、すごい古くてですね。

〇〇委員 現在はもう文旦が植わっちょう。

(発言者不明)

はい。

議長 いいですかね。

他に何か質疑質問ありませんかね。ないですかね。

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。農地法第3条許可申請の2番と3番一

括で行いたいと思いますが、承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。農地法3条許可申請の2番と3番の承認をされました。

それでは議案第2号、農地法第4条許可申請につきまして1件出ております。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請、1件です。

申請人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして黒潮町入野字西松崎、田、537平米。同じく字西松崎、田、1017平米です。これらが隣接した場所となっております。申請理由としまして、当初は耕作地として取得した土地であったが、新しい国道や町道が開通したことにより、出入りができるようになったため、大衆食堂を建てて経営を行いたい、とのことです。

17ページからをお願いします。まず位置図の航空写真ですけども、その赤枠で囲んだ申請地ですね、上に今ちょっと工事中のように見える道路が通ってるんですが、これがつい最近開通した町道になってます。ここの右手に通る道路が新しい国道で、左手に通っているのが旧国道、現町道です。ここ国道、新しい国道開通したことによってですね、国道に面するというので、お客さんの入りも期待できるということで、食堂を開店したいということのようです。

18ページがゼンリンの地図となっております。

19ページが拡大の航空写真です。申請地ですね、やや左上に見える大きい四角い建物がありますが、これが旧の〇〇の建物となっております。で申請地の方、真上にあたるのが、〇〇さんになります。

続きまして20ページが公図となっております。

21ページが土地利用計画および排水計画となっております。こちらの土地利用計画につきまして、ご説明をさせていただきます。こちらの敷地が令和元年度に形状変更の届け出を行い、約1.5メートルの盛り土を行って行いました。申請地〇〇、これ右側の方ですが、ここにですね、食堂用の建物を建築して、アスファルト舗装をして駐車場にするということのようです。左側、申請地〇〇の土地は舗装せずに、砂利を敷き詰めるということのようです。国道沿いということでもかなり大型トラックなども通るので、お客さんの入りも期待できるんじゃないかということで駐車場がかなり広がっております。排水計画につきまして、アスファルト部分については、建物周りの排水枡から雨水と一緒に地中に埋めた排水管を通して町道の側溝へ流す予定です。砂利の部分については自然浸透となっております。

22ページが現況の写真となっております。この右手に見える白い建物が旧中村スーパーの建物になります。こちら資金計画ですけど、〇〇〇〇となっております。隣接地については全て同意済みで、農地種については第二種農地となっております。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方から説明がありましたが、担当委員、補足説明あれば。

〇〇委員 1月3日に〇〇委員と現地を見に行きまして、〇〇君とは電話では話したんですけども、隣人とはもう話がついてる言うんで、問題はないと思いますということなんで、許可をお願いしたいと思います。
(会場よりそれぞれに発言あり。)

議長 今事務局からと〇〇さんからも説明がありましたが、何かこの件につきまして、質疑質問ある方挙手願います。
(挙手あり。)
〇〇さん。

〇〇委員 道路から大型入るかえ？ずうっと毎日見るけど、なんかダンプやったら入るろうけど、この11トンからのロングは入らん思うけど。ちょっと狭いけん、3メートル。
(会場より入れるか否かについて、それぞれに発言あり。)

議長 何かありませんかね、この件につきまして。ないですかね？
ていうと、農地になっちゃったもんやね？ここは。

事務局 そうですね、農地で、田んぼやったがを令和元年度に形状変更。

議長 これは上げただけ？

事務局 上げちよっただけみたいです。

議長 ないですかね。
ないようでしたら、この4条許可申請の承認を受けたいと思います。
承認をされます方挙手願います。
挙手全員です。
4条許可申請につきまして、承認をされました。
続いては議案第3号農地法第5条許可申請が1件となります。事務局の方より説明お願いいたします。

事務局 議案書2ページをお願いします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請1件で

す。譲渡人として、〇〇〇〇さんです。譲受人が〇〇〇〇さんとなっております。申請地として、黒潮町入野字西松崎、田、331 平米です。これが先ほどの場所の隣接地となっております。理由として、旧国道、現町道です。沿いで美容院を営んでいるが、新国道に面した申請地に新築移転したいとのこと。この美容院というのが、今の町道沿いにある〇〇さん、となっております。

23 ページからお願いします。まず航空写真なんですけども、先ほどの場所の隣接地、右側になっておりまして、新国道沿いの場所となっております。移転前の店舗が少し上に見えてますが、この〇〇さん、これが国道沿いに移ってくるということになります。

続きまして 24 ページがゼンリンの地図となっております。

25 ページが拡大の航空写真です。ここもですね、先ほどの場所と同じく、令和元年度に形状変更して、田んぼから畑、盛り土をしている場所となっております。

続きまして 26 ページが公図となっております。

続きまして 27 ページが土地利用計画と排水計画図となっております。こちらについて説明させていただきます。敷地の方が先ほども申し上げましたように、令和元年に土の形状変更を行い、盛り土を行っていました。店舗周り駐車スペース、通路はアスファルト塗装を行います。植栽部分の周りには碎石を敷く予定とのこと。なんでおおむねアスファルト塗装を行う予定ということになっています。排水計画につきまして、雨水については、植栽部分は自然浸透、駐車場や通路のアスファルト舗装上は緩い傾斜で北側町道の側溝へ流すとのこと。店舗からの排水については、建物周りの排水枡から雨水と一緒に地中の排水管を通して町道の側溝へ流すということ。です。

28 ページが現況写真となっております。その手前で見えている道路が新しくついた町道です。でこれの向こう側をですね、新国道が真っ直ぐ通っています。

こちらの資金計画ですけども、〇〇〇〇という予定のようです。隣接農地については同意済みです。農地区分については第 2 種農地となっております。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方から説明がありました。担当委員さんの方で。

〇〇委員 こないだ 1 月 10 日に、〇〇委員と現場へ行ってきました。本人さんたちと会えなかったもので、〇〇さんの方へ電話かけて聞きましたら、田んぼが〇〇さん、元消防署の人なんですけども、その方には許可を受けてるから、大丈夫と思いますということで、話を聞きました。

以上です。

議長 今〇〇さんの方から行政書士さんの方に聞いたら大丈夫というふうなことでございますが、何かこの件につきまして、質疑質問ある方挙手願います。

(挙手あり。)

〇〇さん。

〇〇委員 このがも形状変更のあれしちよったかね？

事務局 令和元年度にですね、田んぼから畑へいうことで、上がってきて盛り土をしています。先に説明したように、4条の分と同じタイミングで上がってきてたようです。

議長 たぶんその道作るときにも土砂で、もう上げたがやろうと思うがよ、たぶんそのときに、畑として利用すると、いうことでやったと思う。

他に何かありませんかね？ないですかね。

ないようでしたら、5条許可申請につきまして承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。5条許可申請につきまして、承認をされました。

それでは議案第4号非農地証明願いにつきまして、4件出ております。1番より事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また議案書の2ページをお願いします。すいません、議案第2号となっておりますが、第4号ですね。

議長 間違えちょうね。議案第2号、4号に訂正してください。

事務局 議案第4号非農地証明願い、4件でております。

まず番号1番、願出人、〇〇〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町佐賀字家野地2834番2、田、396平米です。願出理由としまして、少なくとも20年以上前に耕作をやめ、現在は山林化している、ということです。

29ページからをお願いします。まず航空写真ですけども、真ん中辺りに役場庁舎が見えてまして、馬地ですね、ちょっと奥の方へ入っていた場所になります。この願出地ですね、やや右側の場所を高規格道路が通る予定となっております。それで、高規格道路が通ることで申請者の方の墓地が高規格に組み込まれてしまうということで、この願出地を非農地として、新たにここに建てたいということのようです。

30ページがゼンリンの地図となっております。

31ページが拡大の航空写真となっております。

続いて32ページが構図となっております。

なかなかこの31ページでは分かりにくいですが、道がですねずうっとここの右上に灰色で色付けがされているんですけど、この道がずうっとここまで伸びてきて、まだ山の方へ

行けるようになっていきます。

33 ページが現況写真となっております。こちら農用地の区域外となっております、利用権の設定もありません。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方から説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明があれば。〇〇さんですか。

〇〇委員 もう事務局が詳しい説明したけど、先月やったかね、12月に事務局から電話がかかってきて、現地立会ということで現場へ一緒に行ったのですが。それで自動車道路の関係で、向こうは県の高知県の道路関係の方と、国交省とそれから地権者、こちら事務局の2人、5人で現場を見たわけですが、今事務局が説明した通りですが、その31ページの写真と航空写真ちょっと見てもらいたいんですが。31ページのこの写真の中の方に、1段ここが民家の住宅部分の一番奥になるわけですが、この近くを自動車道路が通るということで、この家もちょっと真ん中に白っぽい四角い家がある訳ですが、屋根が写真に写っちゃうわけですが、この家も立ち退きになるようです。それとこの墓はこの家のすぐ谷にきて、写真でいうと、下側というか手前側にこの墓になって、この墓もちょうど自動車道路にかかるということで、今度今回この申請しちようところへ墓を移転したいということです。写真見てもらうたら分かるように33ページの現況の写真が載っちゃうわけですが、もう田んぼやったのですが、ほとんども原野も枯れてしもうて、もう手のつけようがないような現場になっております。ほんでこの土地の396平米ですが、その土地の一部に墓をここへ移転したいという願いです。

以上です。

議長 今、〇〇さんの方からも説明がありましたが、なんかこの件につきまして、質疑ある方、質問ある方。

(挙手あり。)

〇〇さん。

〇〇委員 〇〇さん、この家の前いうたらどの、線があるやいか。畑、大きいような。

〇〇委員 何ページ？

〇〇委員 31ページの、山の中やと思う。

〇〇委員 これはね、道と思う。道路。

そんなに太うないけんどね、町道やけんどね、多分この辺道が通っちょうけんちょうどそこへ通るとね、谷があるきね、谷に法面あるき、ほんでよけい広うに見える、上から見ると。

〇〇委員 これ奥の奥の端までいっちょうが？

〇〇委員 これずうっとね奥へ行ってね、その33ページの写真にその左側に林道です、これどんどんどん奥へ行ってね、ヤナギサワシダオという場所、それから大方黒ノ瀬いうて、伊田のよ、一山超えたら伊田の一番奥の黒ノ瀬いう所。

(発言者不明)

黒ノ瀬と繋がっちょうが？道は繋がっちょうが？

〇〇委員 林道でね、道が良かったら通れると思う。

この谷はうんと太いいうかね、大方の伊田のとっと、もう一山超えたらその伊田へ出てくる。

(挙手あり。)

〇〇くん。

〇〇委員 32ページの公図ですよね、これは道は願い出地のとこへ道がそうとあるはずながやけど、どれが道なん。

〇〇委員 この公図にはね、拡張してないきね、これ円が。国道調査やったら道がきれいに入っちょうけんど、もうずうっと昔の公図と思うき。たぶんこの公図には道、林道は入ってないか。

〇〇委員 どの面というか、どの線が道になっちょう。

事務局 そうですね、この公図上でいったら、この願い出地の右側に道が通っちょうがやと思います。

〇〇委員 右側に？あー、これずうっとね。まっすく上向いてね。

事務局 そうです。

議長 いいですかね。他にありませんかね。

これは個人の墓よね？集団墓地移転とかじゃなくて。

〇〇委員 個人のね、墓でね、母屋の墓と分かれ家と2軒が墓が一緒になる。で2軒分の墓をここへ移転したいという。

議長 なんか墓地の移転がかなりあるそうなので、そののそこへもってくるがやろうか、というではないが？この人個人の？はい、分かりました。

〇〇委員 これね、言うたら3軒目うかね、この自動車道路の関係で、これこの馬地のこの伊万里いう説明した場所のところで、一番最初は農機具用倉庫が移転せんといかんいうことで農業用倉庫を移転したいいうことと。それから住宅を今度一軒移転せんといかんいうことで。それと今回墓、3軒目、今んとこ。

議長 他に何かないですかね。

ないようでしたら、非農地証明願いの1番につきまして承認を受けたいと思います。非農地証明願い1番につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。非農地証明願いの1番、承認をされました。

続きまして非農地証明願いの2番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また2ページをお願いします。非農地証明願いの番号2番です。願出人、〇〇〇〇さんです。願出地としまして、馬荷字西久保野、田、424平米です。理由としまして平成15年頃に耕作をやめ、その後倉庫を建築し、倉庫敷地および駐車場として利用し、現在にいたるとのことです。

34ページからをお願いします。まず航空写真ですけども、場所としまして、馬荷の集落活動センターのやや手前にある、今家が建っている場所なんです、その家の敷地内にある倉庫となっております。

続きまして35ページがゼンリンの地図となっております。この地図の中の〇〇さんというふうに載っておりますが、こちらが申請者の方となっております。

続きまして36ページが拡大の航空写真です。こちらにですね、願出地のやや上側に、家が建っておりますが、ここの家を建てるときにですね、転用許可を受けたようです。でその際にここの倉庫もですね、ほぼ同じタイミングで出したようなんですが、ちょっとここが別の筆になっちゃったということで、当時のままだったということで今回この非農地化して、地目変更したいということのようです。

37ページが構図となっております。

続きまして38ページが現況写真となっております。こちらですけども、農用地の区域外となっております、利用権の設定もありません。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方から説明がありました。担当委員さんの方で補足説明。

(挙手あり。)

〇〇さん。

〇〇委員 今事務局の方から詳しい説明がありましたが、実は1月の3日、朝、〇〇さんと〇〇さんを交えて話し合っております。実は、この38ページをちょっと開けてもろうたらえい。この右側の白い建物には現在、〇〇さんの家族の息子さんの家で、これ現在この家族が住んでおります。それでこの白い家の方、この赤線を除けて白い家の方は登記が済んでおります。それで現在ここへ出てきちよるがは赤線で今ここに出ちよるけんど、農業用倉庫の方が出ておりますが、この敷地は全部一つの分です。それでこっちやの、言うたら二階建ての方がもう登記もできちよるけん、私らこの農業倉庫のひらもんも賛成してもろうてもかまんことないろうかと。自分はそんなに思っております。そういうことです。

(挙手あり。)

議長 〇〇さんどうぞ。

〇〇委員 〇〇さん本人が言うには、この右のあの新築の家と一緒に登記をしたと、そう思うちょっとらしいです。まとめて。それがぬかっちゃったということで。それでこの倉庫の方は、前農業委員の方に、これ作り始めたときに、事務局しちよった〇〇さんと二人で、こりゃいかんことないかと声かけしてました。

議長 ほいたら議案にはかかってなかった。

〇〇委員 それはそのいきさつはどげんなっちゃうかちょっと、なんにも言うてくれんし。

議長 かなり前に建てたと思います。

〇〇委員 そうじゃね、聞いて二日でできるもんじゃない。

議長 何年前とか。

事務局 この3278のこの場所は、転用ができてなかったということですかね。

〇〇委員 もうけどこれはもう農地に戻せるようなもんでもないし。

議長 もうほとんどもう宅地に近いようなもん。
今現状にもなかなか戻らんと。

〇〇委員 前任の農業委員の方がどういう説明をしたんかとか全然それも分からんし、じゃけんもう、けんど、どうしようもないということで。本人はこの言い訳になるかも分からんけど、この右側の子どもさんらがおる家とおんなじときに全部登記したと、そういう勘違いを。

議長 今事務局と担当委員さんの方から説明がありました。この件につきまして、何か質疑質問がある方举手願います。

 ありませんかね。もうなかなか農地に復元いうてもなかなかできんと思いますけど。いいですかね。

 それでは非農地証明願いの2番につきまして、承認を受けたいと思います。

 非農地証明願いの2番につきまして、承認をされます方、举手願います。

 举手全員です。2番につきましても承認をされました。

 続きまして、非農地証明願いの3番4番は関連していますんで、一括でやりたいと思います。非農地証明願いの3番と4番、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 また2ページをお願いします。非農地証明願いの3番と4番です。願出人さんが同じ方で、場所も近隣なので、一体的に説明をさせていただきます。まず3番の方です。願出人、〇〇〇〇さんです。願い出地としまして、黒潮町不破原字城谷、畑、339平米です。理由としまして、昭和58年頃に耕作をやめ、平成元年頃より建築資材置き場として利用し、現在にいたる、とのことです。次に4番の方です。願い出地、同じく不破原字三反切158番5、田、352平米です。理由としまして、昭和63年に農地法の転用許可を得たが、事務手続き未了の状態であった、とのことです。

 39ページからお願いします。航空写真ですけども、願い出番号3番の資材置き場として利用しているというのが、この願い出地3と書いているところです。こちらですね、実は農地パトロールの際に、全体パトロールをバスで周ってるときにですね、ちょっと転用の手続きをしてないんじゃないかということで不破原の方へ入って行ったと思うんですが、そちらの場所がこの願い出地3番の場所となります。願い出地4としましては、これ国道にある〇〇さんの場所です。〇〇さんを含んでその裏側がちょっと一帯的に広い農地となっておりますんで、そちらの非農地証明になります。

 40ページが同じくゼンリンの地図となっております。

 41ページが願い出地3番の方の航空写真です。こちらが現在、建築資材置き場として利用している場所となっております。西尾建築さんというところの資材置き場です。

 42ページがこちらの公図となっております。

続いて43ページが現況写真です。

続きまして願い出地4の航空写真です。44ページをお願いします。こちら赤枠の中の右上にですね、四角い建物が見えておりますが、これが〇〇さんの建物です。こちらがですね、先ほども申し上げました通り、昭和63年にですね、農地法の4条の転用許可を経て、その際に〇〇の店舗を建て替えたそうです。で実際その許可の事務手続き、その後の工事一連の中で実施したんですけども、ただ法務局への宅地登記が未済であったために、農地のまま残っていたということのようです。ここのことについてですね、少し詳しい経過を〇〇に伺ったんですが、実はこの場所に関してはその10年ほど前に、ある土木業者さんが許可なく産廃の投棄をしたとして、ちょっと問題になった経過があったようです。ただそれについては、もう警察立会のもと、もう投棄物は撤去したとのことでした、これがその農地法関連の問題ではないので、その今回の手続きに関しては関係はないということで〇〇さんはおっしゃってました。

それでですね、46ページが現況写真になるんですが、近場の事業で残土が発生したときに、ここ盛り土にしてもらっていたと、それで現在にいたるという状況のようです。非農地にしたあとは、駐車場とか資材置場として使用したいということのようです。こちら農用地の区域外となっております、利用権の設定もありません。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明があればお願いします。

(挙手あり。)

〇〇さん。

〇〇委員 事務局が非常に詳しく説明してくれましたので、今のところやることもないかと思うんですけど、まず43ページの見ていただいたら、皆さん農地パトロールのときに、どうもあそこは畑じゃなかったという思いがありまして、皆さんに確認をしてもらったところで、やはり本人に会って話を聞いてみると、畑であって、宅地にはしてなかったと。そしてこの度、転用のが出てきたと。そして46ページのこの写真、〇〇がありますけれども、これは市野々川に〇〇さんという行政書士がおりまして、その方をお願いをして、宅地にしてもらった、そういうような話を聞きました。そして本人としてはもうここは畑に戻して耕作する意思はないということでしたので、もう相当この写真でも見えてるように、大きな裏側、石が相当入っちゃうよう。これから先は資材置き場か、今重機なんかもいっぱい自分らの仕事関係の持ってますので、そういう物のやはり置き場にしたいというような意向でした。

以上です。

議長 今、〇〇さんの方からも説明がありましたが、この件につきまして、何か質疑質問ある方、挙手願います。

これ44ページの写真で見ると、隣えらいきれいなようなけど、ここは耕作しようが？

〇〇委員 これは、これもね、隣のそのこれもおんなじ〇〇さんの土地ながやけど、これ5セはあると思うけど、その隣が〇〇の土地で、これちょっと写真が古いけど写真が。これももう耕作は今してません。草刈って、叩けるようにはしちょうけどね、トラクターで。

議長 おんなじ地権者さんの土地よね？ほんなら。

〇〇委員 そう。
そんでその西側が〇〇さん。

議長 その〇〇さんの土地がコスモスの。

〇〇委員 そうそうそう。
(発言者不明)
これは〇〇も入っちゃうわけ？

〇〇委員 〇〇も入っちゃう。

議長 右の隅っこにこんまい家があらあね、これが〇〇やないか。

〇〇委員 46ページのこの一番左側、それがたこ焼き屋。

事務局 そうです。
(発言者不明)
この後ろの家はなに？

〇〇委員 もう今やってない、やまった。昔やりよった。

議長 何か、この件につきまして、質疑質問はありませんかね。現在は耕作をしてないということ。なかなか復元は難しいとは思いますが。ありませんかね。
ないようでしたら、承認を受けたいと思います。
非農地証明願いの3番4番につきまして、承認をされます方、挙手願います。
挙手多数です。非農地証明願いの3番と4番につきまして、承認をされました。

それでは議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集約計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

〇〇さん、関連、ちょっと退席。

(〇〇委員退室。)

事務局 本日お配りしております議案第5号の資料をお願いします。順番にご説明させていただきます。整理ナンバー4-105、大方4-103、貸付人、〇〇〇〇さんです。借受人としまして高知県の農業公社となっております。設定期間としまして、約4年間となっております。設定する場所としまして、口湊川の字ヒヒ原。これですね、以前〇〇さんが口湊川で農地の利用権設定をしてたんですけども、そこのすぐ側です。口湊川の橋を渡ってですね、すぐ右側にある農地になります。こちらが水稲となっております、〇〇さんとの設定ということですよ。

議長 この件につきまして、何か質疑はありませんかね。利用権の設定につきまして。

(発言者不明)

別がないですね、ないけど、この辺り、ちょっと今年のその隣の田んぼをね、ちょっと足こないだ怪我してその辺りちょっと作ってもらえんろうかねっていう話をちらっと聞いたがけんまた。できたら〇〇さんにその辺りをちょっと新たに作ってもらったら。

議長 それは作るとかよう言わんけど。

この利用権の設定については、問題はないはね。

ほいたら、この件につきまして、先に承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。

4-105につきまして、承認をされました。

(〇〇委員入室。)

それでは4-106から事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは引き続き説明させていただきます。ナンバー106と107の同じ方になっていきますので、まとめて説明させていただきます。

ごめんなさい、これ借受人と貸付人さんが反対になってます。すいません、修正をお願いします。

貸付人がですね、〇〇〇〇さんです。借受人が〇〇〇〇さんです。〇〇さんが認定の新規就農者となっている方です。設定期間としまして、とりあえず一年間の契約としたいということのようです。場所がですね、浮鞭の字石神ノ前となっております、鞭上で、線路を橋で渡って、共同墓地の少し奥へ行った辺りとなっております。こちら地目田んぼです

ね、作目が露地ショウガとなっております。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方から説明がありました。この件につきまして何か質疑ありませんか？

(発言者不明)

これ利用権の設定やるんでしょ？作るがやろうけんど。ショウガこの運搬は〇〇さんがね、今年収穫出したけんど、その前から作りよう。

議長 おんなじ人が？

(発言者不明)

そうそう。

議長 そいたら新しい人が利用権の設定をしたが？

(発言者不明)

それまでしてなかったがやない？

事務局 今日お配りした資料で、ちょっと追加で、飛入りでやりたいっていう申請があたんで、また別組で資料をつけさせてもらってるんですが。これもまとめて一緒に説明させて。利用権の設定です。

議案第5号の追加の分です。整理ナンバーが4-108から4-113です。借受人が全て〇〇さんとなっております。場所は田野浦の方なのですが、ここ〇〇さんが耕作していた場所なんですけども、なかなか作れなくなったということで、全て〇〇さんが引き継いで耕作をされるということのようです。貸付人として、〇〇さん。〇〇さん。〇〇さん。〇〇さん。〇〇さん。同じく〇〇さん。となっておりますして、作目全て果樹となっております。期間として、全て10年間という契約となっております。

以上です、こちらもお揃いお願いします。

議長 今事務局の方から説明がありました。利用権の設定についてですが、何かこの件について質疑ありませんかね？これ全部新規？

事務局 〇〇さんが今まで耕作しよったがですけど、それをもう〇〇さんが引き継いで。

議長 〇〇がやりよったいうて、ミカンかなんか作りよったが？

(発言者不明、それぞれに発言あり。)

畑。花？

いや花は植えてない。

あそこはけど〇〇はミカン植えよった

なかなかできんなった。

ハウスの後じゃないがか？

こないだから、〇〇が一画へ入っちゃったけん、たぶん西間辺りやと思うけんど。田野浦団地に〇〇の裏の田野浦の下の方へ。

議長 ないですかね、この利用権の設定につきまして、質疑質問ありませんかね？

ないようでしたら承認を受けたいと思います。

この利用権の設定、4-106 から 4-113 までにつきまして、承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。議案第 5 号につきまして、承認をされました。

以上で議案終わりですので一旦記録を止めたいと思います。

(午後 3 時 44 分終了)